曽於市 Agriculture Committee MagazineOf SO-City

農業委員会だより

平成18年3月発行〈創刊号〉　曽於市農業委員会

財部町高塚のネギ団地から高千穂峰を望む

おもな内容

◇会長あいさつ
◇農業委員会の活動について
◇農地転用について
◇農作業別標準賃金＆標準小作料
◇農業者年金について
◇認定農業者紹介
◇全国農業新聞の購読＆農業委員名簿

財部町特産の小ネギ

会長あいさつ

曽於市農業委員会
会長　飯　野　幸　生

農業委員会だよりの発行にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

皆様におかれましては，ご健勝にてお過ごしのことと思います。平素から農業委員会活動に対して格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，昨年の７月１日に財部町，末吉町，大隅町が合併して曽於市が誕生しました。農業委員会も曽於市農業委員会となって,人口が約44,000人，農家戸数が6,572戸、農地面積が9,090ヘクタールとなったところであります。

また，私ども農業委員については，選挙による委員が30人，団体と議会の推薦による委員が６人の合計36人の構成となり，このうち女性委員は５人となっております。組織としては，旧町ごとに農地部会を設置し，また10名の委員による農政部会も設置して行政委員会として活動しているところでございます。

ところで，日本の農業は少子高齢化の進行や，諸外国からの農畜産物等の輸入により，大きく圧迫されてきております。曽於市の農業を取り巻く状況においても，近年の高齢化の進行や後継者，担い手の減少等により,優良農地の荒廃が進み，遊休農地も増えてまいりました。また，農地の流動化もなかなか進みにくい環境下にあり，農政上の大きな課題となっているところであります。

このような中で，平成17年３月の「食料・農業・農村基本計画」において，担い手への施策の集中化・重点化が明確にされました。一方では，近年のＢＳＥや鳥インフルエンザ等で，国民の「食の安全・安心」に対する関心は高まってきており，更に子供達への食農教育も推進されてきており，日本の農業への理解も深まっていくことと思います。

曽於市農業委員会としましては，国の施策や国民・住民の意思を尊重しながら，優良農地の確保，農地の有効利用，担い手農家への農地の集積，遊休農地の解消等に積極的に取り組み，行動する農業委員会として農家や地域の期待に応えるよう,努力していく所存でございますので，ご理解，ご支援，ご協力を賜りますようお願い申し上げ，挨拶といたします。

農業委員会は、こんな活動をしています！

農業者の方を力強くサポートします。

1.認定農業者等への農地の利用集積,経営改善の利用集積,経営改善の支援
2.農業委員会は地域の「世話役」,税金・農地の売買・貸借・後継者などの農家の相談相手
3.農業者の声を積み上げた意見の公表,行政への建議,諮問答申
4.優良農地の確保と有効利用,遊休農地の解消,農地情報の一元管理
5.新たな農業者年金制度の普及と定着
6.農業,農業者に関する情報提供

市長へ政策提言！

平成17年12月21日飯野会長・橋口農政部会長が，池田市長に対し，下記の事項について政策提言をいたしました。

政策提言へ

1　曽於市水田農業ビジョンの策定について

①集落営農組織と受託農作業組織の育成システム化
②売れる米づくりと有利転作作物の開発と導入普及対策の確立
③米の品質向上対策のため,遅植え短期集中田植えを実現するうえからの育苗施設の拡充支援

2　防災農業,収益確保対策農業として,甘藷栽培面積が拡大する中で,育苗施設の拡充支援

3　共同作業システムの構築と共同利用作業機械(甘藷掘り取り機等)導入への支援

4　高品質農産物生産の実現を図るための土壌改良対策として

①天地返し事業への政策的支援の継続と拡充
②地力向上,有機農業産地形成の実現と市有機センターの機能強化のため,不需要期の貯蔵施設拡大のため,民間遊休施設の利用政策の実現

5　曽於市特産物生産体制強化のため,園芸作物などに対する市独特の価格低落時の補填システムの構築

6　優良種畜の導入対策

①優良種畜(牛･豚)導入への市単独,畜振(市･農協)の助成対策継続
②素畜導入への利子補給
③環境保全対策としての牛舎,堆肥舎等への助成対策継続

7　農村女性組織の活動強化のための積極的な支援

農地の転用には許可が必要です

農地転用とは？

農地転用とは農地を農地でなくすこと，例えば住宅，駐車場，山林などに土地利用を変更することです。このような場合は事業を開始する前にあらかじめ許可を得る必要があります。また，仮設事務所など一時的に農地以外に利用する場合も許可が必要です。

対象となる農地とは？

全ての農地が対象となります。地目が農地であれば，耕作されていなくても農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請には,農地法による二つの申請書があります。

自分名義の農地を転用するときは

4条申請

- ○ 自分の家を建てる
- ○ 自分で植林をする　など

他人名義の土地を買ってまたは,借りて転用するときは

5条申請

- ○ 住宅地として買う,借りる
- ○ 親の農地に,自分の住宅を建てる
- ○ 工場･資材置場･駐車場　など

無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は，農地法違反ですので，農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく都道府県知事は工事の中止，原状回復などを命ずることができます。これに従わない場合は，懲役や罰金などが科せられます。

他法令の許可が必要なことがあります。

農地を転用する場合，農地法以外にも他法令によって建設等が規制される場合があります。この場合には，他法令による許認可等が得られる見通しがない限り農地転用の許可は行われません。

農用地区域内は，農振法に基づき市が，今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域として農業振興地域計画に定めているもので，農用地区域内の転用は，原則として許可されないこととされています。やむを得ず農用地区域内での転用を希望される方は，**農振除外**の手続きが必要です。

平成18年度農作業別標準賃金表

平成18年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。
整備済の平均的な農地を標準としていますので，参考にしてください。

作業の種類		区分	標準賃金	備考
一般作業		重作業	5,500円	1日8時間労働
		軽作業	5,000円	
水稲作業	荒起	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円
	中代	〃	3,000円	
	植代	〃	6,000円	
	田植え	〃	6,500円	
	水稲育苗	1箱当たり	550円	
	バインダー	10a当たり	6,000円	ヒモ代を含む
	コンバイン	〃	12,000円	ヒモ代は別途料金
	脱穀	コンバイン1袋	400円	結束機付きは100円増(1袋当たり)
一般畑作業	ロータリー耕耘	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円
	深耕ロータリー	〃	10,000円	深さ50cm
	マルチ作業	1本当たり	2,500円	1本400m,資材費本人負担
	同時マルチ(テロン)	〃	3,000円	1本400m,資材費本人負担
	土壌消毒	テロン1缶	3,000円	10a当たり1缶,鎮圧は別途料金
	プラウ耕起	10a当たり	4,500円	
	プラソイラー	〃	3,500円	
	甘藷つる切り	〃	5,000円	
	甘藷掘り取り	〃	4,000円	
飼料(播種・収穫等)作業	トウモロコシ播種	〃	3,500円	種子代は本人負担
	コーンハーベスター	〃	15,000円	1ヶ所10a以上
	イタリアン刈取	〃	3,000円	
	イタリアン反転	〃	1,000円	1回当たり
	イタリアン梱包	1梱包	120円	ヘイベーラー(ヒモ代を含む)
	ロールラッピング	1ロール	3,000円	標準(直径1m×高さ1m)
	ロール(ラップなし)	〃	2,000円	標準(直径1m×高さ1m)
有機センター堆肥散布料(原料代含む)		2t車	12,600円	土着菌入り有機堆肥で,土づくりを図りましょう!

※消費税は含まれていません。

☆この表の標準賃金は，市内外の農作業等の賃金等を基準に設定されたものです。**地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違うと思われますので，標準額を参考に両者で話し合って，適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。**

- ●曽於市農業委員会(財部支所内)　TEL.0986-72-0947
- ●曽於市農業委員会末吉分室　TEL.0986-76-8818
- ●曽於市農業委員会大隅分室　TEL.099-482-5959
- ●曽於市有機センター　TEL.0986-28-8440
- ●曽於市土壌分析室　TEL.0986-76-7347

※土づくりは土壌診断から!土壌診断をご利用ください。

曽於市標準小作料

農作物の価格及び経済の変動に伴い3年ごとに検討していますが，今回の合併に伴い小作料の適正を図るため，農業委員会で取り決めたものです。小作（賃貸借）については，正規の小作契約手続きにより許可を受け，この小作料を基準として，賃貸人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

平成18年4月1日～平成20年3月31日

農地の区分		標準小作料(10a当たり)
田	上の部	18,000円
	中の部	10,000円
畑	上の部	10,000円
	中の部	5,000円

◇新農業者年金制度の7つのポイント

農業者年金は，平成14年1月から少子・高齢化に対応するため，制度改正が行われ，従来の賦課方式から「積立方式」になりました。

①安心・安全な財政方式に仕組みを変更!

将来の年金受給に必要な原資を，あらかじめ自分で積み立てる「積立方式」を採用しています。
〔※現在受給されている方の年金は，全額国庫負担となっており,加入者の保険料からは拠出されません。〕

②農業に従事する方なら誰でも加入できます!

国民年金の第１号被保険者で，年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。また，脱退も自由です。
〔※ただし，国民年金保険料の免除を受けている方及び国民年金基金（みどり年金）の加入者は加入できません。〕

③保険料の額は自由に選択できます!

政策支援（保険料の助成）を受けない場合，保険料は加入者が自由に選択できます（月2万円から最高６万７千円まで千円単位）。保険料の増減も自由です。

④税制面でメリット!

保険料はその全額（最高年間80.4万円）が所得税の社会保険料控除の対象になります（個人年金の場合，控除額の上限は５万円）。また，農業者年金の運用益は非課税で，受け取る年金も公的年金等控除の対象になります。

⑤80歳まで保証が付いた終身年金!

年金給付は，加入者自身が納めた保険料を基礎とする農業者老齢年金と保険料の国庫助成金を基礎とする特例付加年金があり，終身受給できますが，農業者老齢年金は80歳までの保証付となっています（80歳前に死亡された場合には，遺族が一括して受け取れます）。

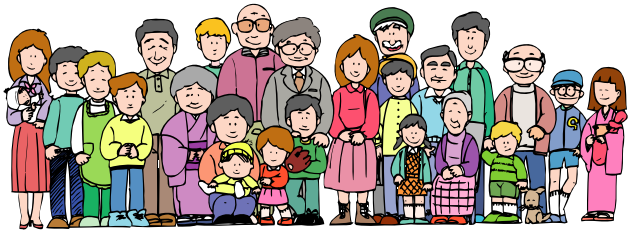

⑥農業者老齢年金の支給要件は年齢要件のみ!

農業者老齢年金は，加入者全員が65歳から無条件に受給できます（繰上受給も可能）。また，特例付加年金の受給要件は，一定の要件に基づいて後継者等に経営継承することですが，経営継承の時期は自由です（年齢制限はありません）。

⑦意欲ある担い手に保険料を助成!

認定農業者で，青色申告者であることなど一定の要件に該当する方には，基本となる保険料（２万円）に対して，国から２～５割の保険料の助成（月額４千円～１万円）があります。なお，同一経営内での夫婦や親子など複数の方も同時に受けられます。

認定農業者紹介

曽於市大隅町月野1445番地(志柄自治会)にお住まいの上野和美さん(62歳)は，梨70a，ブドウ30a，マンゴー10a，パッションフルーツ10a，ドラゴンフルーツ10a，抑制トマト20a，梅10aを栽培されている認定農業者です。

毎年5月から12月まで観光農園を開かれ，季節毎においしい旬の果物を販売されています。

現在,上野さんは，妻美智子さん（58歳），後継者の隆久さん（33歳），お嫁さんのみゆきさん(33歳)と4人で経営されており，今後，ブドウ，マンゴーを中心に230aぐらいまでに規模拡大していこうと計画されています。

観光農園についてのお問い合わせは，099-482-1509上野農園まで！

上野和美さんご一家（マンゴーのハウスにて）

（写真上段左より上野和美さん，長男隆久さん，下段左より妻美智子さん，孫の綾奈ちゃん，お嫁さんのみゆきさん）

“全国農業新聞”の購読を!

全国農業新聞は，農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が，農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので，この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行
定価 月600円（送料を含む）

申し込みは…
曽於市農業委員会事務局（財部支所内・TEL0986-72-0947）
末吉分室（TEL0986-76-8818），大隅分室（TEL099-482-5959）まで!

曽於市農業委員名簿

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
1	飯野　幸生	(財部地区)	0986−72−0758	会長
2	鮫島　三夫	(大隅地区)	099−482−3646	
3	徳永　孝志	(末吉地区)	0986−76−4929	
4	西　聡一郎	(財部地区)	0986−75−1665	
5	橋口　康則	(末吉地区)	0986−76−1379	農政部会長
6	林　勝義	(大隅地区)	099−483−1411	
7	天辰　八郎	(大隅地区)	099−482−2470	
8	長野　修治	(財部地区)	0986−72−2717	財部地区農地部会長
9	西村　辰巳	(財部地区)	0986−72−1416	
10	吉満　忠吉	(財部地区)	0986−72−3917	
11	坂野　トメ	(大隅地区)	099−483−1151	
12	今鶴　治信	(末吉地区)	0986−76−6086	
13	福岡　義信	(財部地区)	0986−72−3298	
14	南脇ミツ子	(末吉地区)	0986−76−5088	
15	原田　石郎	(大隅地区)	099−482−3540	会長代理
16	松元　静俊	(財部地区)	0986−72−1418	
17	末平　文明	(財部地区)	0986−72−2229	財部地区農地部会長代理
18	堀留美津子	(末吉地区)	0986−79−1933	
19	竹之内孝夫	(末吉地区)	0986−76−3565	末吉地区農地部会長代理
20	大迫　義久	(末吉地区)	0986−76−6930	
21	坂口ハツヱ	(財部地区)	0986−72−3009	
22	永吉　忠	(末吉地区)	0986−76−3657	農政部会長代理
23	森山　清美	(大隅地区)	099−484−1087	
24	竹下　一成	(大隅地区)	099−482−1294	
25	川添　徳夫	(財部地区)	0986−74−2253	
26	富永つや子	(末吉地区)	0986−78−1105	
27	大村　光弘	(大隅地区)	099−482−3185	
28	吉村　忠文	(大隅地区)	099−482−4361	
29	石脇　勝	(末吉地区)	0986−78−1758	
30	津留　辰矢	(大隅地区)	099−482−0283	大隅地区農地部会長
31	財部　秋雄	(大隅地区)	099−482−1547	大隅地区農地部会長代理
32	森岡　俊弘	(末吉地区)	0986−76−0092	
33	池田　一信	(末吉地区)	0986−76−5247	末吉地区農地部会長
34	安藤　登	(末吉地区)	0986−76−0741	
35	鶴田　順二	(大隅地区)	099−484−1073	
36	五位塚　剛	(末吉地区)	0986−79−1935	

農地等についてのご相談は，お近くの農業委員まで!

《編集後記》

３町合併後，初めての「農業委員会だより」を市民の皆様にお届けすることになりました。今後年1回ではありますが，皆様に分かりやすい方向でお届けできればと考えております。農地等についてのいろいろな疑問や農業者年金等につきましては，最寄りの農業委員はもとより，農業委員会事務局，末吉・大隅両分室へお気軽にお尋ねください。